

性の問題

- 男の子では小学校高学年位、女の子では、小学校4年生前後から、いわゆる第二性徴が出現し、体つきが変わり、初潮や精通現象が見られるようになります。
- 学校でも、性教育は行われていますが、年齢や身体の変化に応じ、日常の中で同性の里親から処置の方法について教えることが必要です。
- 最近の状況として、テレビや雑誌、インターネットなどにおいて性的な情報が氾濫しており、性的な興味・関心が高くなり、性体験が低年齢化する傾向にあります。
- また、性的虐待を受けた子どもにおいては、日常生活の中で年齢にあわない性的な言動や、逆に異性との接触を極端に嫌がるなどの特徴が見られることがあります。ただでさえ、子ども自身が性の問題と向き合っていくことは大変なことの上に、こういった性的虐待の様々な影響を受け、性的な問題以外にも精神的に不安定になるなどの影響が見られることもあるため、対応については児童相談所とよく相談し、専門的なケアを受けることが必要な場合もあります。

⑦子どもの権利擁護と事故防止

研修のポイント

- ↓子どもの権利(子どもの権利条約・児童憲章等)
- ↓社会的養護における権利擁護
- ↓被措置児童等虐待
- ↓事故防止への配慮

講師の例: 児童相談所職員、里親支援機関職員
児童福祉施設職員、里親

子どもの権利(1)

- 「子どもは権利の主体者」
子どもは社会の一員として尊重される権利の主体者
- 児童憲章の制定(1951(昭和26)年)
子どもの福祉を考える上での基本的理念
- 児童の権利に関する条約の制定(1989(平成元)年)
日本政府は、158番目の締約国として、1994(平成6)年に批准

子どもの権利(2)～児童憲章

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

一、すべての児童は、心身ともに、健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。

二、すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもつて育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。

三、すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。

四、すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。

五、すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつつかわれる。

六、すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。

七、すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。

八、すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。

九、すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、わるい環境からまもられる。

十、すべての児童は、虐待、酷使、放任その他不当な取扱からまもられる。あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。

十一、すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。

十二、すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

子どもの権利(3)～児童の権利に関する条約①

- | | | | |
|------|---------------------------|------|---------------------|
| 第1条 | 子どもの定義 | 第13条 | 表現の自由 |
| 第2条 | 差別の禁止 | 第14条 | 思想、良心及び宗教の自由 |
| 第3条 | 最善の利益 | 第15条 | 結社及び集会の自由 |
| 第4条 | 国の責任 | 第16条 | プライバシーの保護 |
| 第5条 | 親等の保護者の指導 | 第17条 | 多様な情報の利用 |
| 第6条 | 生命の権利 | 第18条 | 親の責任 |
| 第7条 | 名前と国籍を持つ権利・父母に
養育される権利 | 第19条 | 虐待・放置などからの保護 |
| 第8条 | 身元の保証 | 第20条 | 家庭環境を奪われた子ども
の保護 |
| 第9条 | 親との分離禁止 | 第21条 | 養子縁組 |
| 第10条 | 家族との再会 | 第22条 | 難民の子ども |
| 第11条 | 子どもの不法な国外移送禁止 | 第23条 | 障害のある子どもの権利 |
| 第12条 | 意見を表明する権利 | 第24条 | 健康と保健サービス |

子どもの権利(4)～児童の権利に関する条約②

- | | | | |
|------|---------------------|----------|---------------------|
| 第25条 | 子どもの処遇の定期的審査 | 第36条 | あらゆる形態の不利益からの
保護 |
| 第26条 | 社会保障 | 第37条 | 拷問や自由を奪うことの禁止 |
| 第27条 | 生活水準 | 第38条 | 武力抗争からの保護 |
| 第28条 | 教育の権利 | 第39条 | 心身の回復及び社会復帰 |
| 第29条 | 教育の目的 | 第40条 | 少年司法 |
| 第30条 | 少数民族又は先住民の子ども | 第41条 | 既存の権利の確保 |
| 第31条 | 余暇、遊び及び文化的生活の
権利 | 第42条 | 条約の広報 |
| 第32条 | 不当、有害な労働からの保護 | 第43条～44条 | 子どもの権利委員会 |
| 第33条 | 薬物の濫用からの保護 | 第46条～54条 | 条約の手続き |
| 第34条 | 不法な性的行為からの保護 | | |
| 第35条 | 誘拐、売買、取引の防止 | | |

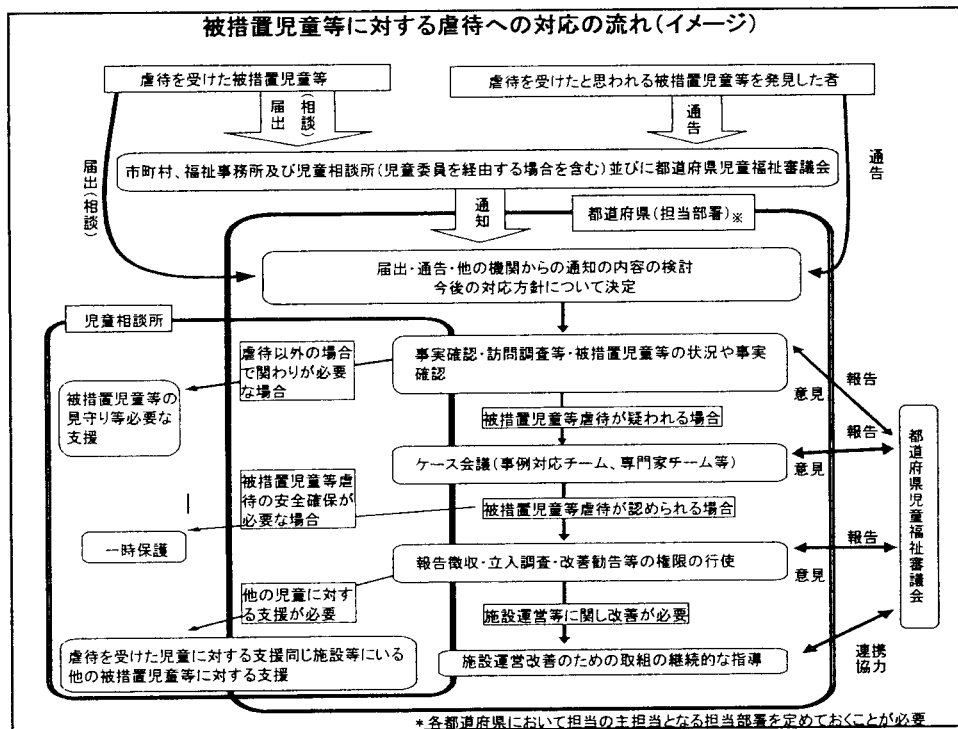
社会的養護における権利擁護

■ 里親養育における権利擁護のためのポイント

- 児童相談所が策定した子どもの自立支援計画に添って、子どもの状態や背景を考慮した計画的な養育を行うこと
- 養育について、児童相談所や里親支援機関に相談を行い、必要に応じ専門的なケアを受けるなど里親が問題を抱え込まないようにする
- 研修を受けることにより、必要な養育技術を身に付け、里親としての資質を向上させる
- 子どもにとって、家庭が暖かい雰囲気、安心できる場になっていること
- 子どもの意見を尊重し、自由に意見を言える雰囲気になっていること
- 体罰や、言葉による暴力、差別的な扱いなどを行わない

被措置児童等虐待

- 社会的養護にある子どもたちへのケアを行う者からの虐待について、児童福祉法上明確化したものであり、施設職員に加え、里親についても対象になります。
- 被措置児童等虐待の定義
 - ・身体的虐待 ～ 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること
 - ・性的虐待 ～ 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること
 - ・ネグレクト ～ 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による暴力やわいせつ行為、著しい心理的外傷を与える行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること
 - ・心理的虐待 ～ 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- 外部へ知らせる仕組みと通告者の不利益取扱の禁止
 - ・被措置児童等虐待を受けた子どもによる都道府県、都道府県児童福祉審議会への届出
 - ・発見した場合の職員等の都道府県、都道府県児童福祉審議会への通告義務、通告した職員等に対する施設による不利益取扱の禁止
- 都道府県の講じるべき措置の明確化
 - ・届出、通告があった施設等に他あいする立入調査、質問、勧告、指導、業務停止等の処分
 - ・子どもの保護等
- 検証・報告等
 - ・被措置児童等虐待に関する検証・調査研究、都道府県による被措置児童等虐待の状況等に関する公表



被措置児童等虐待ガイドラインのポイント①

- 本「ガイドライン」は、被措置児童等に対する虐待の防止のための取組を進め、また的確な対応を図るため、都道府県における対応の参考に、作成したものである。
- 今後、各都道府県においては、本素案を参考としつつ、被措置児童等虐待防止のため適切な体制整備を図るとともに、各都道府県における関係者(児童相談所、施設等、市町村等)と共通認識を作るための取組や対応方針作りを進めることが必要である。

被措置児童等虐待ガイドラインのポイント②

I 被措置児童等虐待の防止に向けた基本的視点

○被措置児童に対する虐待への対応の流れ(イメージ)

1. 被措置児童虐待防止の趣旨
2. 基本的な視点
3. 留意点

II 被措置児童等虐待に対する対応

1. 被措置児童等虐待とは(定義)
2. 児童虐待防止法との関係
3. 早期発見のための取組と通告・届出に関する体制
4. 初期対応
5. 被措置児童等の状況の把握及び事実確認
6. 被措置児童等に対する支援
7. 施設等への指導等
8. 都道府県児童福祉審議会の体制・対応
9. 被措置児童等虐待の状況の公表
10. 被措置児童等虐待の予防等

III 参考資料(通告受理票、取組例)

事故防止への配慮

- 子どもの死亡原因のうち、不慮の事故による割合が高い。
- 日常的に配慮することで事故を防止することが可能。

	起きやすい事故	事故を防ぐポイント
新生児	・誤って上から物を落とす	・寝ている赤ちゃんの上に、物が落ちないようにする
1歳まで	・ベッドなどからの転落 ・やけど ・たばこなどの誤飲 ・うつぶせ寝、やわらかい布団等での窒息 ・浴槽、洗濯機等でおぼれる	・ベッドの柵の確認 ・ストーブ等に柵を付ける ・部屋の整頓 ・うつぶせ寝をさせない、堅い寝具にする ・入浴後、浴槽のお湯を抜いておく
1歳以降	・誤飲(薬品、洗剤、化粧品等) ・転落、転倒 ・やけど ・浴槽、水遊びなどでおぼれる ・交通事故	・手が届くところに危険な物を置かない ・ベランダ、窓際の配慮 ・熱いものに触れないよう配慮 ・水遊びする際は、大人が付き添う ・手をつないで歩くなど飛び出しの防止

⑧里親会活動

研修のポイント

- ↓里親会活動の意義
- ↓全国里親会

講師の例：里親（里親会）

里親会活動の意義

- 地域により異なりますが、都道府県や児童相談所単位で、資質向上のための研修、里親の相互交流、情報交換、広報・啓発等を目的とした里親会活動が行われています。
- 里親会活動の具体例
 - ①研修会の開催
 - ②機関誌の発行
 - ③里親制度についての広報・啓発（シンポジウムの開催、啓発リーフレットの作成など）
 - ④交流会の開催（里親サロンなど）
 - ⑤レクリエーションの実施（キャンプ、クリスマス会、お餅つき大会など）

全国里親会

- 全国里親会とは、児童福祉法の精神にのっとり、里親に委託されている児童及び里親に委託することが適当と思われる児童の福祉の増進を図るため、里親制度に関する調査研究、里親希望者の開発、里親及び里親に委託されている児童の相談指導等を行い、もって里親制度の普及発展に寄与することを目的として設立された財団法人です。
- 全国里親会の活動内容
 - ・里親制度に関する調査研究
 - ・里親の育成及び里親制度の普及啓発
～全国里親大会の開催、全国八地区別里親研修会の開催、里親促進事業の実施
 - ・里親相互の連絡協調
～機関誌「里親だより」の発行
 - ・関係機関団体との連絡調整
～全国社会福祉協議会や児童の福祉に関する活動をしているNPO法人との情報交換、交流
 - ・里親に委託されている児童等の相談指導
～全国里子会への支援
 - ・その他法人の目的を達成するために必要な事業
～里親賠償責任保険の実施

⑨先輩里親の体験談・グループ討議

研修のポイント

↓グループディスカッションの流れ(例)

講師の例：児童相談所職員、里親支援機関職員
里親

グループディスカッションの流れ(例)

- ① 主催者(事務局又はコーディネーター)より研修の目的と流れについて説明します。
- ② 先輩里親の体験談(委託前後に苦慮したこと等について)
- ③ グループディスカッション
 - ※ 参加者の人数により、話しやすい人数にグループ分けを行います。
 - ※ 事務局スタッフ、里親、児童相談所職員、里親支援機関職員等がグループでの進行を行います。
 - 1) 参加者自己紹介(里親志望動機、どんな里親になりたいか等も含めて)
 - 2) 参加者から先輩里親への質問(体験談について)
 - ・体験談や委託前後によくみられる状況について、ディスカッション
 - ※例:「受託の決断について」
 - 「交流の際の留意点」
 - 「里子を迎えるにあたって家族で相談しておくこと」
 - 「里子を迎えるにあたって準備しておくこと」
 - など
- ④ まとめ
 - 主催者(事務局又はコーディネーター)よりディスカッションで話し合われた内容について要約し、里親に必要な知識やノウハウについてのポイントを説明します。

⑩実習

研修のポイント

↓実習の内容(実習プログラム)

講師の例: 児童福祉施設職員

実習の内容

■ 実習プログラム(例)

●1日目

9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時
① 研修の流れ 要保護児童 の状況 里親に期待 すること (施設長)	② 入所児童の 状況 委託の流れ 委託後の施 設との連携 (家庭支援 専門員)	③ 子どもとの関 わりにおける 留意点 (児童指導員、 保育士、心理 士)	昼食	④ 食育につい て (栄養士)	実習 (できるだけ子どもとふれあう) おやつ 入浴(乳児院) 宿題 遊び 夕食				

●2日目

9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時
実習 (できるだけ子どもとふれあう) 入浴(乳児院) 宿題 遊び 昼食 おやつ								⑤実習のまとめ Q&A	

※児童養護施設や情緒障害児短期治療施設の場合は、2日目は土曜、休日、祝日に行うなど
実習を効率的に実施できるように工夫する

登録更新研修

- | | |
|---------------------|------------|
| ①社会情勢、改正法など | (児童福祉制度論) |
| ②子どもの発達と心理・行動上の理解など | (発達心理学) |
| ③養育上の課題に対応する研修 | (里親養育援助技術) |
| ④意見交換 | (里親養育演習) |

①社会情勢、改正法など

研修のポイント

- ↓子どもをとりまく最新情勢
- ↓児童福祉法・児童虐待防止法改正等の制度改正

講師の例：児童相談所職員、里親支援機関職員

②子どもの発達と心理・行動上の理解など

研修のポイント

- ↓子どもの心理や行動についての理解（講義・演習）

講師の例：児童相談所職員、里親支援機関職員
児童精神科医、臨床心理士

③ 養育上の課題に関する研修

研修のポイント

↓受講者のニーズを考慮した養育上の課題や対応上の留意点についての講義・演習

講師の例: 児童相談所職員、里親支援機関職員
里親、児童精神科医、臨床心理士

④ 意見交換

研修のポイント

↓受講者が共通に抱えている悩みや課題についての意見交換

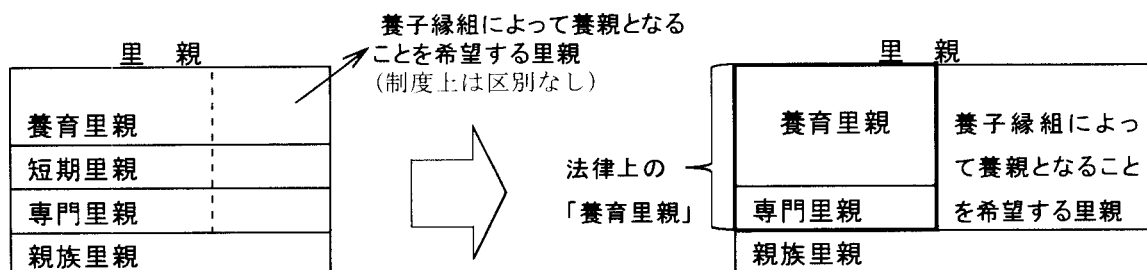
講師の例: 児童相談所職員、里親支援機関職員
里親

(3) 里親制度の拡充・見直しに関するQ&A

1. 里親の分類・要件等

Q1 今回の見直しにより里親の種類はどのように変わるのか。

A 従来の里親について、養子縁組によって養親となることを希望する里親と養育里親を区別し、さらに養育里親については、養育里親と専門里親に区分する。また、従来の短期里親は養育里親の中に含まれるものとする。したがって、里親の種類は、養子縁組を前提としない養育里親・専門里親・従来の短期里親をあわせた「養育里親」、さらに「養子縁組によって養親となることを希望する里親」、「親族里親」となる。



Q2 養育里親と養子縁組によって養親となることを希望する里親を分け、養育里親に研修を義務付けたのはどのような理由からか。

A 従来の里親制度については、

- ・「社会的養護として子どもを養育する里親」と「養子縁組を前提とした里親」が制度上区別されておらず、里親＝養子縁組であるという誤解も存在すること
- ・養育里親の研修に関する基準がなく、自治体間でばらつきが大きいなどその改善・充実を図る必要があること

などの指摘を受けていたところ。

このため、今般の見直しにより養育里親と養子縁組によって養親となることを希望する里親を区別し、養育里親について研修を義務付けたものである。

Q3 短期里親は廃止となるのか。

A 従来の短期里親については、省令上、区別をなくすが、養育里親として認定・登録していただき、短期間の委託を希望する養育里親については、名簿等にその旨を記載する等により把握し、委託の際には短期間の委託をすることにより弾力的に対応していただきたい。

Q 4 職業指導里親は廃止となるのか。里親が職業指導を行うことは禁止されるのか。

A 従来の職業指導里親は、実績等を勘案し、廃止することとした。しかしながら里親が就労へ向けた心構え等について支援を行うことは、子どもの自立支援の一つとして重要なことであり、児童相談所において策定する自立支援計画の中に盛り込み、計画的かつ適切に実施されるよう留意していただきたい。

Q 5 養育里親から養子縁組を希望する里親に移行する場合、どの時点から移行した（手当額なし）とすればよいか。

A 単に里親が養子縁組を希望しているという時点ではなく、養子縁組に関し、委託されている子どもの実親の同意が得られた等により、具体的に養子縁組に向けた手続き等始める時点とする。

Q 6 養育里親が委託児童に対し、数年経過してから養子縁組を希望することは可能か。

A 子どもや実親の状況により、必ずしも委託当初に養子縁組の方向が確定しないケースもあることから、養育里親に委託されている子どもや里親の意識の変化等により、途中から養子縁組を希望することは可能である。その場合は里親からその旨を都道府県に申し出る旨、周知していただきたい。

Q 7 専門里親の委託対象に障害のある子どもが加えられたが、少しでも障害があれば、専門里親に委託しなければならないのか。

A 専門里親については、従来の「児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童」、「非行等の問題を有する児童」と同様に、「身体障害、知的障害又は精神障害がある児童」について、詳細に基準を示しているものではない。

障害の程度のみで一律に判断するのではなく、子どもの生活能力や、専門里親を含め各里親が持つ養育技術や特徴等を踏まえ、都道府県（児童相談所）において適切に判断の上、委託先を決定していただきたい。

2. 里親の要件、欠格事由について

Q 8 里親の年齢要件はあるのか。

A 里親が持つ養育技術や特徴等は様々であることから、国において里親の認定・登録に際し、一律に年齢により制限をかけることはない。なお、年齢要件を規定

している都道府県もあると聞いており、適切な養育が実施できるよう、各都道府県において適切に判断していただきたい。

Q 9 養育里親の欠格事由に「本人又はその同居人が成年被後見人又は被補佐人」とあるが、同居する里親の両親が成年被後見人又は被補佐人となった場合には、子どもを委託中であっても里親登録を直ちに抹消しなければならないのか。

A 当該欠格事由の規定は、子どもの福祉の観点から、養育里親が委託されている子どもの養育にできる限り専念できることを想定しているものである。したがって、受託中の場合については、子どもの福祉に鑑み、経過的に委託を継続することが子どもにとって最善の利益であると考えられる場合には、弾力的な対応をとることが望ましい。

Q 10 犯罪歴等についてどのような方法で確認するのか。

A 欠格事由等の確認については、本人に欠格事由に該当していない旨を申し出る書類の提出等を依頼する等により適宜確認することとし、犯罪歴については必要に応じて市町村の身分証明を本人に提出してもらう等により確認していただきたい。

3. 養育里親研修について

Q 11 養育里親研修は夫婦で受講しなければいけないのか。

A 養育里親研修を受講した者が養育里親として登録される。子どもへの支援の観点から、夫婦で受けることが望ましいが、研修を受けていなければ同居人として取り扱われる。
したがって、必ずしも夫婦で受講しなければならないものではない。

Q 12 養子縁組を希望する里親や親族里親についても認定前研修は必要ではないか。

A 今般の里親制度の見直しにおいては、養子縁組によって養親となることを希望する里親及び親族里親の研修について義務化はしていないが、これらの里親についても必要に応じて、養育里親研修を活用する等により、研修を受講していただいて差し支えない。

Q 13 研修を免除する規定に、「里親登録されており、過去2年間に養育経験のある者」とあるが、短期委託やレスパイトケアの委託経験であっても養育経験と見なしてよいのか。

A 短期委託やレスパイトケア等の委託経験については、一律に回数を定めるものではないが、実習を免除するに十分な養育経験を有しているか否かという観点で判断していただきたい。

Q 14 研修を免除する規定に、「現に里親登録されており、委託児童を養育中の里親」とあるが、いつの時点での養育としているのか。

A 施行日（平成21年4月1日）現在をいう。

Q 15 養育里親の更新研修は子どもが委託されていれば、研修の全部を免除できるのか。

A 更新研修については、養育実習の免除は可能であるが、制度の変化や、子どもの養育に関する新たな知識等の修得が必要となることから、講義を含めた全部を免除できるものではない。

Q 16 県において独自に研修の科目や日程の追加等を行ってもよいのか。

A 今般の見直しにより義務付けられた研修以外の研修についても、自治体の判断で必要に応じて研修科目や日数の追加等を行っていただいて差し支えない。

Q 17 通知にある養育実習の対象施設として児童相談所があるが、一時保護所の実習ということによいか。

A 一時保護所において行う養育実習である。

Q 18 研修日程や実習について、「概ね〇日間」とは、1日何時間ぐらいを指しているのか。

A 詳細な規定はないが、告示において規定した内容を踏まえ、これまで当省が告示した各研修の「カリキュラム案～例」を参考に実施していただきたい。

4. 里親手当について

Q 19 養子縁組によって養親となることを希望する里親に対する手当額を廃止することは、養子制度、家庭的養護の推進に反するものではないか（養子縁組を軽視するものではないか）。

- A 今回の見直しによって、手当の支給については、私法上の養親となる者と養子となる者との相性を見極める期間であること等を考慮し、見直しを行うが、
- ・要保護児童の委託先として生活費、教育費等の費用は従前同様支給されること
 - ・里親支援機関等により里親支援の対象として、相談・援助等の支援を受けることを可能とすること
- としたところであり、社会的養護におけるその位置付けが後退するものではない。

Q 20 養育里親が委託児童に対し数年経過してから養子縁組を希望した場合、里親手当の返還は生じるか。

- A 具体的に養子縁組に向けた手続き等始める時点から、里親手当は支給されなくなるものであり、それ以前についての里親手当の返還は生じない。（Q 5 参照）

Q 21 短期間の里親委託又は月途中の委託解除でも手当額は満額支給（1人日であれば月額 72,000 円）となるのか。

- A お見込みの通り。

Q 22 養育里親対象児童と専門里親対象児童を同時に受託した場合の手当額の考え方は？

- A 同時に受託している場合であっても、養育里親対象児童として1人日は72,000円、専門里親対象児童として1人日は123,000円となる。
- 例① 養育里親対象児童1人（72,000円）＋専門里親対象児童1人（123,000円）
＝ 195,000円
- 例② 養育里親対象児童2人（72,000円＋36,000円）＋専門里親対象児童1人（123,000円）＝ 231,000円
- 例③ 養育里親対象児童1人（72,000円）＋専門里親対象児童2人（123,000円＋87,000円）＝ 282,000円

Q 23 受託中の里親が施行日までに認定前研修を受講できない場合、新しい手当額にはならないのか。

- A 施行日（平成21年4月1日）までに研修を受講できない場合、制度上は平成22年3月31日まで養育里親とみなされることとなるが、手当については研修を受講するまでの期間は旧里親手当額となる。なお、養育里親とみなされている平成22年3月31日までに何の手続きも行わない場合、里親登録は取り消されることとなる。

(4) 養育里親研修における養育実習の受入の協力について (各施設団体宛依頼)

雇児福発第 1212001 号

平成20年12月12日

全国児童養護施設協議会会長

中田 浩 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

家庭福祉課長

養育里親研修における養育実習受入の協力について (依頼)

児童家庭福祉行政の推進につきましては、日頃よりご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、先般、「児童福祉法等の一部を改正する法律」が第170回国会において成立し、一部の規定を除き平成21年4月1日より施行されることとなりました。

この児童福祉法改正により里親制度が見直されることとなり、養育里親については都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）が行う研修を修了したことを登録の要件とすることとなりました。同研修の内容については、厚生労働省告示を定め、講義・演習のほか、施設における養育実習を科目とすることを予定しております。

厚生労働省といたしましては、虐待を受けた子どもなど家庭養育が必要な子どもを受け入れる養育里親について、基礎的知識や技術の修得等、その資質の向上を図るために施設現場で養育実習を実施することは、極めて重要であると考えております。

つきましては、都道府県が行う養育里親研修の、施設における養育実習の受入について、貴団体会員施設のご協力をいただきたく、よろしくご配慮をお願い申し上げます。あわせて、各都道府県団体及び会員施設に対して本旨を周知いただきますよう、お願い申し上げます。

雇児福発第 1212001 号
平成20年12月12日

全国乳児福祉協議会会長
長井 晶子 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局
家庭福祉課長

養育里親研修における養育実習受入の協力について（依頼）

児童家庭福祉行政の推進につきましては、日頃よりご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、先般、「児童福祉法等の一部を改正する法律」が第170回国会において成立し、一部の規定を除き平成21年4月1日より施行されることとなりました。

この児童福祉法改正により里親制度が見直されることとなり、養育里親については都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）が行う研修を修了したことを登録の要件とすることとなりました。同研修の内容については、厚生労働省告示を定め、講義・演習のほか、施設における養育実習を科目とすることを予定しております。

厚生労働省といたしましては、虐待を受けた子どもなど家庭養育が必要な子どもを受け入れる養育里親について、基礎的知識や技術の修得等、その資質の向上を図るために施設現場で養育実習を実施することは、極めて重要であると考えております。

つきましては、都道府県が行う養育里親研修の、施設における養育実習の受入について、貴団体会員施設のご協力をいただきたく、よろしくご配慮をお願い申し上げます。あわせて、各都道府県団体及び会員施設に対して本旨を周知いただきますよう、お願い申し上げます。

雇児福発第 1212001 号

平成20年12月12日

全国児童自立支援施設協議会会長

西田 達朗 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

家庭福祉課長

養育里親研修における養育実習受入の協力について（依頼）

児童家庭福祉行政の推進につきましては、日頃よりご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、先般、「児童福祉法等の一部を改正する法律」が第170回国会において成立し、一部の規定を除き平成21年4月1日より施行されることとなりました。

この児童福祉法改正により里親制度が見直されることとなり、養育里親については都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）が行う研修を修了したことを登録の要件とすることとなりました。同研修の内容については、厚生労働省告示を定め、講義・演習のほか、施設における養育実習を科目とすることを予定しております。

厚生労働省といたしましては、虐待を受けた子どもなど家庭養育が必要な子どもを受け入れる養育里親について、基礎的知識や技術の修得等、その資質の向上を図るために施設現場で養育実習を実施することは、極めて重要であると考えております。

つきましては、都道府県が行う養育里親研修の、施設における養育実習の受入について、貴団体会員施設のご協力をいただきたく、よろしくご配慮をお願い申し上げます。あわせて、各都道府県団体及び会員施設に対して本旨を周知いただきますよう、お願い申し上げます。

雇児福発第 1212001 号
平成20年12月12日

全国情緒障害児短期治療施設協議会会長
細江 逸雄 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局
家庭福祉課長

養育里親研修における養育実習受入の協力について（依頼）

児童家庭福祉行政の推進につきましては、日頃よりご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、先般、「児童福祉法等の一部を改正する法律」が第170回国会において成立し、一部の規定を除き平成21年4月1日より施行されるところとなりました。

この児童福祉法改正により里親制度が見直されることとなり、養育里親については都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）が行う研修を修了したことを登録の要件とすることとなりました。同研修の内容については、厚生労働省告示を定め、講義・演習のほか、施設における養育実習を科目とすることを予定しております。

厚生労働省といたしましては、虐待を受けた子どもなど家庭養育が必要な子どもを受け入れる養育里親について、基礎的知識や技術の修得等、その資質の向上を図るために施設現場で養育実習を実施することは、極めて重要であると考えております。

つきましては、都道府県が行う養育里親研修の、施設における養育実習の受入について、貴団体会員施設のご協力をいただきたく、よろしくご配慮をお願い申し上げます。あわせて、各都道府県団体及び会員施設に対して本旨を周知いただきますよう、お願い申し上げます。

○ 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）及び児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の単価の考え方について

小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）及び児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の単価の詳細については、後日交付要綱にてお示しする予定であるが、単価の中に含まれているものについては次のとおりである。

1. 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）

施設と同様に事務費、事業費と分けて支弁することとし、その内訳は次のとおりである。

(1) 事務費

常勤職員 1 名、非常勤職員 2 名の人件費、その他旅費、庁費、職員研修費、補修費等の管理費

概ね、児童一人当たり月額約15万円程度（地域により異なる）

(2) 事業費

一般生活費、教育費、医療費等里親と同様の単価

2. 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）

施設と同様に事務費、事業費と分けて支弁することとし、その内訳は次のとおりである。

(1) 事務費

常勤職員 2 名、非常勤職員 1 名の人件費、その他旅費、庁費、職員研修費、補修費等の管理費

概ね、児童一人当たり月額約19万円程度（地域により異なる）

(2) 事業費

一般生活費（概ね 1 万円程度）のみ